

平成29年11月24日

まちづくり委員会資料

「川崎市自転車利用基本方針（案）」の策定
について

建設緑政局

1. 策定の背景と目的

■背景

- 自転車は、便利で身近な乗り物として、通勤・通学、買物、サイクリング、レジャーなど、日常生活から余暇活動まで、様々な場面で利用されているところです。
- これまで、自転車関連課題に対して通行環境整備、駐輪対策やルール・マナー啓発など様々な取組を行い、一定の成果を上げてきましたが、課題も残されていることから、さらなる施策の充実が求められています。
- 一方で、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用が期待されており。

■目的

- 「通行環境整備」「駐輪対策」「ルール・マナー啓発」のさらなる取組の充実を図るとともに、「自転車活用推進法」の趣旨を踏まえ、「自転車の活用」という視点での新たな取組の実施に向けては、互いに連携し、効果を高め合いながら施策を推進していく必要があることから、自転車利用の方向性を示す方針を策定するものです。

2. 最近の自転車に関する国の動向

■国において、平成28年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定や平成29年に「自転車活用推進法」が施行されるなど、近年、自転車を取巻く環境に大きな変化が生じています。

年月	内容
平成28年3月	「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言 (安全で快適な自転車利用創出の促進に関する検討委員会) ・段階的なネットワーク計画策定方法の導入
平成28年7月	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定 ・自転車ネットワーク計画策定の推進
平成29年5月	「自転車活用推進法」の施行 ・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進

○自転車活用推進法第8条（基本方針）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 自転車通行環境の整備 | ② 路外駐車場の整備、指定見直し |
| ③ シェアサイクル施設の整備 | ④ 自転車競技施設の整備 |
| ⑤ 良質な自転車の供給体制の整備 | ⑥ 自転車安全に寄与する人材の育成 |
| ⑦ 情報通信技術等による自転車の管理 | ⑧ 交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨ 国民の健康の保持増進 | ⑩ 自転車活用による青少年の体力の向上 |
| ⑪ 自転車と公共交通機関との連携の促進 | ⑫ 災害時の自転車の有効活用 |
| ⑬ 自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭ 観光旅客の来訪の促進、地域活性化支援 |

3. これまでの取組と課題

■通行環境整備

- ・約16kmの通行空間を整備
- ・現在、自転車通行環境整備実施計画に基づき、事故多発箇所などの整備を推進

平成29年3月末現在

整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
延長	4.3km	3.6km	7.8km

課題

効率的、効果的な整備の推進に向けて、自転車通行環境のネットワークを示す必要がある

■ルール・マナー啓発

- ① スケアードストリート方式の安全教室



- ② マナーアップ指導員による指導
平成28年度約5,100件のマナーアップカード交付



■駐輪対策

- ① 駐輪場の整備
市営駐輪場
平成28年度末152箇所
46,524台整備(バイク含まず)



- ② 放置自転車の撤去活動
放置自転車は、5年前の約3割に減少(平日9時)



課題

自転車利用者のルール認知度は高いが遵守率が低く、また、神奈川県内でも自転車関連事故の割合が高い

課題

朝よりも夕方放置自転車がが多く、夕方における放置自転車の減少は鈍化傾向にある

4. 新たな視点(自転車の活用)

■自転車を活かせる環境

川崎市は多摩川の右岸に沿って細長く広がっており、生田緑地などの観光資源が点在するとともに、多摩川サイクリングコースのさらなる充実と広域的な回遊性、羽田連絡道路の整備による羽田空港へのアクセス向上など、地形的・立地的にも、今後、幅広く自転車を活用する潜在的な力があります。また、昨年、川崎市の魅力を知っていただく自転車のイベントが開催され、今年も新たに多摩川の自然を楽しむミニ・トライアスロンが開催されるなど、地域の活性化や新たな賑わいが創出されることにより、市民の方々にも自転車活用の機運が高まっています。



川崎市のポテンシャルを活かした自転車利用が求められています

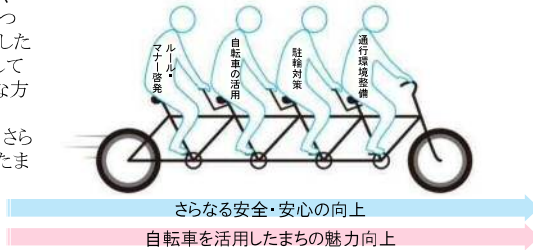
川崎市自転車利用基本方針（案）の策定について

5. 基本方針について

■自転車利用基本方針の4つの視点

これまで取組んできた「通行環境整備」、「駐輪対策」、「ルール・マナー啓発」の3つの視点に、川崎市のポテンシャルを活かした幅広い「自転車の活用」を新たな視点として加え、これら4つの視点について基本的な方針を策定するものです。

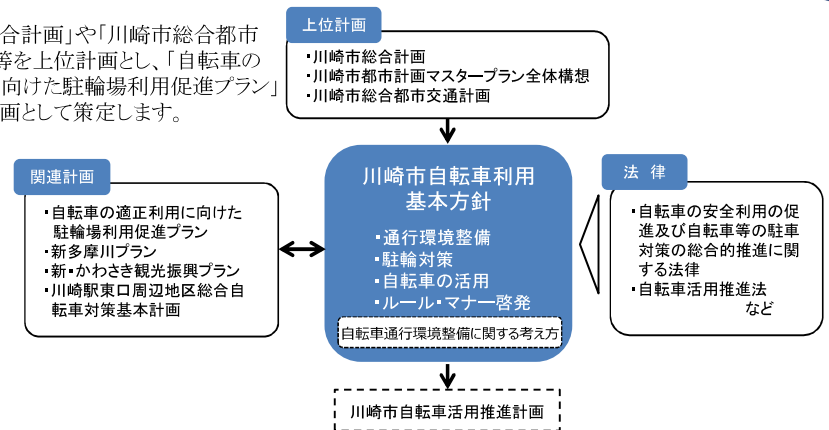
これらの視点は相互に連携することで、さらなる安全・安心の向上と自転車を活用したまちの魅力の向上を図ります。



視点	基本方針
通行環境整備	<p>【方針1】安全で快適な自転車ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク計画の策定 ・状況に応じた通行空間の確保 <p>【方針2】自転車通行環境の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行環境整備台帳の作成 ・整備状況の情報発信
駐輪対策	<p>【方針1】駐輪場の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪ニーズに応じた対応 ・施設情報の提供促進 <p>【方針2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の適正配置の検討 ・適正量の駐輪場確保 <p>【方針3】適正な自転車利用への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置されにくい啓発手法の検討
自転車の活用	<p>【方針1】自転車に親しむ機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリススポーツの環境づくり、市民の健康の保持増進、市民の体力向上 ・観光客の来訪促進、地域活性化の支援、シェアサイクル施設の整備 <p>【方針2】新たな分野への自転車の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな分野への自転車の活用
ルール・マナー啓発	<p>【方針1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進 ・交通ルールの見える化を推進 ・自転車利用ルールの広報・啓発を推進 ・交通ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化 <p>【方針2】自転車の安全・安心利用に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の普及啓発 ・自転車点検整備の促進

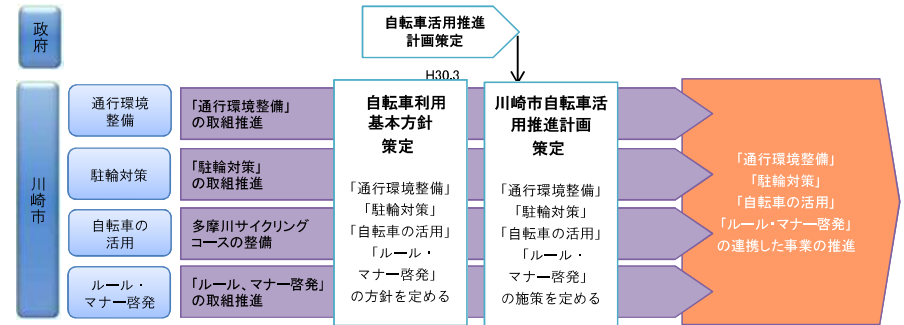
6. 基本方針の位置づけ

■「川崎市総合計画」や「川崎市総合都市交通計画」等を上位計画とし、「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」等を関連計画として策定します。



7. 今後の取組み

■自転車利用基本方針の策定後、当該方針を踏まえ、本市の実情に応じた施策を定めた「川崎市自転車活用推進計画」を策定し、総合的な自転車施策の推進を図ります。



自転車活用推進計画策定の位置づけ

自転車活用推進法

【第9条】
政府は、自転車活用推進法第8条の基本方針14項目に即し、自転車の活用の推進に関し目標及び構すべき必要な法制上、財政上の措置等を定めた、自転車活用推進計画を定めなければならない。

【第11条】
市町村は、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努める。

川崎市自転車利用基本方針（案）の策定について

(1) 通行環境整備

課題1 連続的な自転車通行環境の確保

- 自転車や歩行者が安全・安心して通行できる空間を確保するため、連続的な自転車通行環境の整備が必要です。
- 整備にあたっては、地域の特性やコース、道路状況等を踏まえ、効果的・効率的な自転車ネットワークの検討が必要です。

課題2 自転車事故のさらなる抑制

- 自転車通行環境の整備により、通行位置を明確化することで、安全性の向上を図ることが必要です。
- 自転車通行環境整備箇所（路線）の情報発信を行い、自転車利用者に安全で快適に通行ルートの選択を可能とすることで、安全性の向上を図ることが必要です。

【方針1】安全で快適な自転車ネットワークの構築

○自転車ネットワーク計画の策定

- ・鉄道駅周辺は歩行者や自転車利用者が集まるエリアであることから、鉄道駅周辺の自転車ネットワーク化を優先して取り組み、誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

鉄道駅周辺	①広域拠点駅、地域生活拠点駅及び自転車交通量が多い身近な駅の周辺に、 地域自転車ネットワーク を構築します。 ②市内全域に展開するため、地域自転車ネットワーク間を結ぶ 広域自転車ネットワーク を構築します。 ※自転車ネットワークの検討にあたっては、自転車通行環境整備済みの路線を考慮します。 ※地域自転車ネットワークのうち、歩行者や自転車が特に多い特定駅については、自転車と他の交通を分離するなど歩行者や公共交通に配慮します。
-------	--

多摩川軸	多摩川サイクリングコースを観光ネットワークの基軸として、 ①多摩川サイクリングコースへのアクセス向上を図ります。 ②生田緑地や等々力緑地などの観光資源や国際戦略拠点である川崎区殿町地区などを、自転車で快適に回遊できるネットワークを構築します。 ③隣接都市と連携を図りながら、ネットワークの構築に向けた取組を推進します。
------	--

○状況に応じた通行空間の確保

- ・「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という考えのもとで、安全向上を第一に、自転車通行環境の整備形態について検討します。



【方針2】自転車通行環境の適正管理

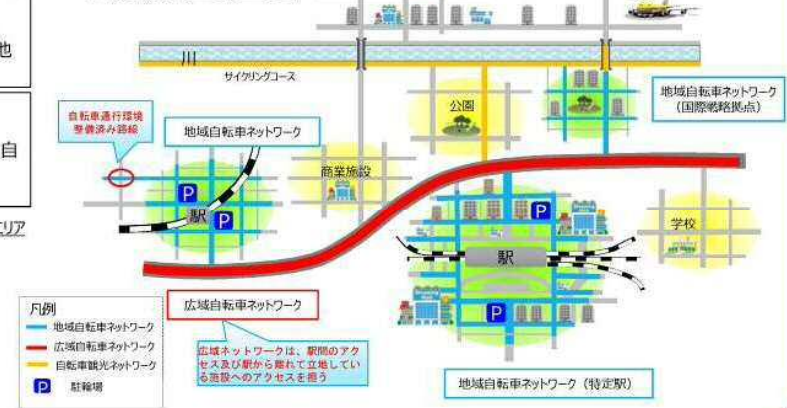
○自転車通行環境整備台帳の作成

- ・施設管理台帳を作成し、自転車通行環境の適正な維持管理に努めます。

○整備状況の情報発信

- ・自転車利用者へ安全で快適なルートが選択できるような情報通信技術等による整備状況の情報発信に取り組みます。

自転車ネットワークイメージ図



(2) 駐輪対策

課題1 放置自転車のさらなる削減

- 放置自転車により歩行空間が阻害されるなど、市民生活に様々な弊害が生じているため、放置自転車のさらなる削減が必要です。

課題2 駐輪場の利便性向上

- 駐輪場へのアクセスのための通行環境が整備されておらず、駅周辺の歩行空間において歩行者との輻輳が生じているケースがあるため、アクセス性の向上が必要です。

課題3 駐輪スペースの確保

- 駐輪場が不足している地域（駅）では、周辺の地域特性に合わせた駐輪場の確保が必要です。

【方針1】駐輪場の利用促進

○駐輪ニーズに応じた対応

- ・利用者のニーズを把握することにより、「時間利用駐輪場への見直し」「チャイルドシート付きなど大型自転車への対応」「利便性に応じた料金設定の見直し」に向けた取組を推進します。

○施設情報の提供促進

- ・情報通信技術等により一時利用者への駐輪場の位置や料金、利用状況などの施設情報の提供に取り組みます。

【方針2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保

○駐輪場の適正配置の検討

- ・新規に駐輪場を整備する場合には、駅周辺の歩行者と自転車の輻輳低減に向けて、駐輪場の配置を検討するとともに、自転車通行環境整備と連携を図ります。
- ・特定駅などの自転車と歩行者が集中する駅前では、駐輪場の改修に併せて、歩行者と自転車の輻輳の課題解決に取り組みます。

○適正量の駐輪場確保

- ・駐輪スペースの供給が不足している駅においては、地域特性に合わせた駐輪場の確保に取り組みます。

【方針3】適正な自転車利用への誘導

○放置されにくい啓発手法の検討

- ・駐輪場の利用徹底を目指して、マナー、啓発活動や放置自転車の撤去活動などを推進するとともに、放置されにくい啓発手法の導入に取り組みます。

駐輪対策イメージ図



川崎市自転車利用基本方針（案）の策定について

(3)自転車の活用

ポイント1 自転車の新たな魅力や活用方法の発見

○自転車の持つ特徴やメリットを踏まえ、川崎市のポテンシャルを活かした観光やレジャー、市民の生活やまちづくりの視点から、様々な活用機会の創出が期待できるとともに、これまで自転車を活用していなかった分野においても活用の可能性を見出すことができます。

ポイント2 自転車利用による利便性向上と地域の魅力発見

○自転車の利用によって、人々の行動範囲の広がりや、地域の回遊性向上が期待できるとともに、地域の新たな魅力を発見する機会につながります。

ポイント3 安全・適正な自転車利用へ向けたさらなる施策の充実

○今後、自転車の活用を促進するためには、自転車を安全に利用する環境づくりをさらに推進していく必要があります。

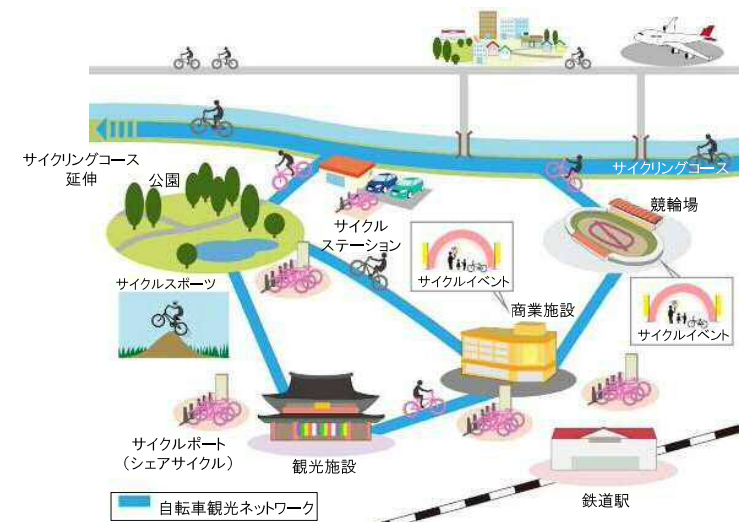
【方針1】 自転車に親しむ機会の創出

- サイクリスポーツの環境づくり、市民の健康の保持増進、市民の体力向上**
 - ・自転車の持つ魅力や楽しさに市民が触れる機会を創出する、サイクリスポーツの環境づくりに取り組みます。
 - ・市民の健康の保持増進に向け、多摩川サイクリングコースの充実を図るとともに、民間活力によるサイクルステーションの設置に向けた取組を推進します。
 - ・民間活力を利用し、多摩川の自然を楽しみながら体力向上が図れる自転車イベントなどの開催を促進します。
- 観光客の来訪促進、地域活性化の支援、シェアサイクル施設の整備**
 - ・多摩川サイクリングコースを軸に、近隣都市と連携を図りながら、生田緑地や等々力緑地などの観光資源を自転車で快適に回遊できる自転車観光ネットワークの構築に向けた取組を推進します。
 - ・市民に親しまれる川崎競輪場づくりに取り組みます。
 - ・自転車に関する施設や企業、多摩川サイクリングコースや平坦な地形など、特色を活かした観光などへの自転車利用を検討します。
 - ・観光客のアクセス手段、商業活性化や放置自転車対策などへのシェアサイクルの導入効果を把握し、検討に取り組みます。

【方針2】 新たな分野への自転車の活用

- 新たな分野への自転車の活用**
 - ・自転車の持つ特徴を踏まえ、災害時に情報伝達などへの活用、国際交流のツールとして自転車の活用及び公共交通との連携など、新たな分野への自転車活用の可能性について検討します。

自転車の活用イメージ図



(4)ルール・マナー啓発

課題1 より多くの人への安全教育の推進

- 繰り返し学習する機会の構築に向け、各年齢段階における教育・学習機会の充実や、継続的な啓発が必要です。
- 特に、事故の当事者となる割合の高い成人に対する教育の場の構築と、参加促進に向けた施策の展開が必要です。
- 多くの人に自転車の安全利用について知ってもらうために、発信力のある広報・啓発が必要です。

課題2 自転車事故の発生状況や利用実態に合わせた対策の検討・実行

- 交通事故を未然に防ぐため、交通違反に対する指導や啓発を行い、自転車利用ルールの認知度・遵守率の向上を図る必要があります。
- 自転車事故の加害者が負う損害賠償責任の重さを意識させるような、自転車の損害賠償保険の普及促進が必要です。

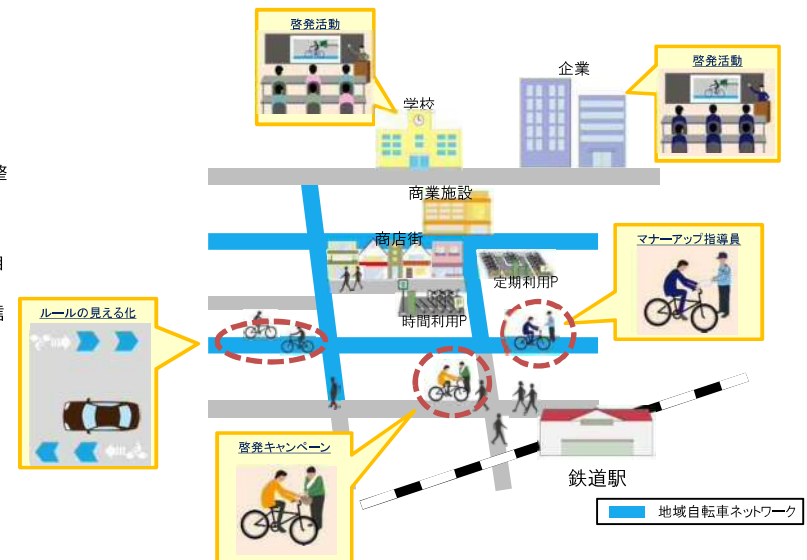
【方針1】 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進**
 - ・各年齢段階における交通安全教育を推進するとともに、成人への交通安全教育の場・機会の創出を図ります。
- 交通ルールの見える化の推進**
 - ・ルールを知らなくても自転車通行位置等がわかるよう、矢羽根など自転車通行環境整備を推進します。また、誰でも分かりやすい自転車利用ルールブックを作成します。
- 自転車利用ルールの広報・啓発の推進**
 - ・自転車通行環境整備と連携し、自転車利用者以外の道路利用者も対象として、自転車利用ルールの周知に向けた啓発を推進します。
 - ・実施にあたっては、キャンペーンなどの開催等において、キャラクターの活用を含め、発信力、継続力のある広報・啓発方法の導入を図ります。
- 交通ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化**
 - ・マナーアップ指導員などによる指導を推進します。

【方針2】 自転車の安全・安心利用に備える

- 損害賠償保険の普及啓発**
 - ・損害賠償保険の加入促進に向けた手法の導入を図ります。
- 自転車点検整備の促進**

ルール・マナー啓発イメージ図



「川崎市自転車利用基本方針（案）」 についてご意見をお寄せください

これまで、自転車関連課題に対して通行環境整備、駐輪対策やルール・マナー啓発など様々な取組を推進してきました。

一方で、平成 29 年 5 月に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用が期待されるなど、自転車を取巻く環境に大きな変化が生じています。このことから、さらなる取組の充実を図るとともに、魅力と活力に満ちたまちづくりを目指して、基本方針の策定を行います。

「川崎市自転車利用基本方針（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）～平成 30 年 1 月 5 日（金）

※郵送の場合は、平成 30 年 1 月 5 日（金）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX 番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局総務部企画課計画調整担当）

(3) 郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市建設緑政局総務部企画課計画調整担当

(4) 持参先

川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 17 階

川崎市建設緑政局総務部企画課計画調整担当

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 郵送先と持参先は、住所が異なりますのでお気をつけください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、

川崎市建設緑政局計画部企画課、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局総務部企画課計画調整担当

電話：044（200）2769 FAX 番号：044（200）3973

E-mail: 53kikaku@city.kawasaki.jp